

定住促進すまいる補助金交付事業の補助対象経費の考え方

- 売買又は工事契約により、施工箇所が区分できるものが他の補助金を活用する場合については、その施工箇所の経費を当該補助事業の対象外経費とする。(下図)
- 給湯器、浴槽等の設備については対象経費とし、明らかに備品として考えられるもの(例えばカーテン、ガスコンロ)は対象外経費とする

